

## 第6回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成20年4月4日(金) 15:30~17:30
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6階特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、引頭専門委員、岡室専門委員、川本専門委員、西郷専門委員、高田専門委員、三輪専門委員  
審議協力者(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行)  
調査実施者(山根サービス統計室長ほか3名)  
事務局(犬伏統計審査官ほか2名)
- 4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 議事概要

(舟岡部会長) 定刻となりましたので、只今から、第6回産業統計部会を開催します。本日の議題は、お手元の議事次第にありますように、前回に引き続き、「特定サービス産業実態調査の改正について」であります。

本日の部会は17時30分までを予定していますが、始めに、調査事項や調査方法、集計事項などに係る残された論点について、論点メモに沿って、各論点ごとに順に審議した後、残りの時間で本日あらかじめ席上配布しております答申骨子(案)についても、ご審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

本日は、これまで所用のためご欠席されていた引頭専門委員にご出席いただいておりますので、簡単に自己紹介、ご挨拶をお願い致します。

(引頭専門委員) 大和総研の引頭と申します。過去2回出られなくて、申し訳ございませんでした。よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) 審議協力者としてご出席いただいております東京都及び埼玉県におきまして、4月の人事異動により交替がありましたので、併せて簡単にご挨拶をお願い致します。

(東京都) 東京都の商工統計課長の久野と申します。どうぞよろしくお願い致します。

(埼玉県) 埼玉県の統計課長の江原と申します。何分よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) 本日は、橋本専門委員が所用のため、ご欠席です。それでは、本日の配布資料の説明と併せて、3月17日に開催された前回部会の結果概要について、事務局から説明をお願い致します。

( 犬伏統計審査官 ) 議事次第の「 4 配布資料」を見ながら、確認いただければと思います。まず、資料 1 と致しまして「前回部会における意見等に対する考え方(回答)」、資料 2 と致しまして「特定サービス産業実態調査 調査票(修正案)」、資料 3 として「特定サービス産業実態調査 表章様式(修正案)」、資料 4 と致しまして「調査事項と個別施策との関係」という資料を添付しています。それから、参考資料と致しまして、前回部会の結果概要(案)を添付しております。また、席上配布ということで、集計レイアウト、答申骨子(案)、前回部会の議事録(案)を添付していますので、ご確認いただければと思います。もし落丁等ございましたら、事務局へご指示いただければと思います。

それでは、参考資料の「第 5 回産業統計部会結果概要(案)」で、前回の議論について、簡単にご説明させていただきたいと思います。前回は論点メモに従いまして議論したわけですが、まず、「 1 本調査の目的・役割」についてのございますが、詳細に構造を明らかにする調査を全数で毎年行うのは、統計資源の有限性から見て不適切ではないか。また、28業種を全都道府県・全数で毎年調査するのは、統計のリソースから見ても非現実的であり、平成17年調査までのように、主要な業種を整理し、何年か周期でローテーション調査化を図るということで、各業種を明確に捕捉する方法も考えられるのではないかと。仮に、すべての業種が毎年必要であれば、標本調査化を図るか、大規模な事業所を対象とした裾切り調査とする方法も考えられるのではないかとという意見がございました。

これに対しまして、調査実施者からは、情報通信などの改廃が激しい状況となっておりますので、可能な限り、毎年調査を行うことが構造を把握する上で望ましいと考えている。しかしながら、一方で、リソースの制限等、調査の効率化を図るという必要性も認識しており、平成21年調査に向け、層別を考慮した標本設計を行うことを検討したいという回答がございました。

でございますが、平成22年及び23年の本調査の在り方に係る質問がございまして、調査実施者からは、平成22年の本調査は、23年経済センサスの中で捕捉するけれども、平成23年の本調査は経済センサスとの調査実施時期の調整を図りつつ、実施する方向で今後検討したい旨の発言がございました。

でございますが、個別の施策よりも、この行政が国民経済にどれくらい意義があるのかを説明して、外からの評価に資する資料提供を行うことが行政施策上のニーズの最たるものではないか。各施策におきまして、このデータがないとできないもの、このデータがないために、どのような面で支障が生じ、データがあることでどのように大きく改善が図られるのかという施策との関係を明確に説明して欲しいという要請がございました。

でございますが、サービス産業のような新たな発展してきた業種につきましては、その実態が分からない業種について実態を明らかにする。それから、国民に的確な情報提供を行うことこそが、この調査の至上命題ではない

か。業種を広げれば良いということではなく、特に重要なものに限定し、産業特性を重視した調査をすべきではないかという意見がございました。

でございますが、当部会の役割・意義として、専門的見地から、方法論に特化した議論を行うべきではないかという意見もございました。

でございますけれども、本調査は各業種の実態について深く実態を捉える調査として、また、毎年実施することで動的な変化を捉える調査としての両面に応える調査となり得るのではないかという意見がございました。

でございますが、本調査については、大規模な事業所と小さな事業所ではサービスの生産工程が異なることもございまして、将来的には、両者において調査事項に精粗を設けることが良いのではないかという意見がございました。

「『2 調査対象業種の追加』について」でございます。でございますが、28業種まで拡大しなければならない点については十分理解できるけれども、本調査の性格に照らして、今回の調査が全数であることはやむを得ないとしても、今後、継続的に調査するに当たっては、標本調査化等の検討が必要不可欠であるという意見がございました。

でございますが、拡充予定の28業種により、サービス産業分野における経済産業省所管の業種については網羅することになるのかという質問に対して、調査実施者からは、日本標準産業分類の小分類ベースではおおむね網羅されるという回答がございました。

以上のような意見を踏まえまして、今回10業種を追加することについては、適当と整理されました。

それから、追加業種のうち音声情報制作業等4業種については、企業単位で調査することにしていますが、これにつきましては、事業所単位では売上が立たない、あるいは事業所単位で売上が立つものの本社で一括管理されていることから、適当ということで整理されてございます。

「3 調査事項」については、少し省かせていただきまして、4ページ目の最後のところでございますが、前回部会での意見を踏まえまして、調査実施者から、物品賃貸業に係る4種類の調査票において、所有権移転外ファイナンス・リース取引の実態が把握できるように、調査事項の追加を行う案が示されたわけでございますが、これにつきましては、適当と整理されたところでございます。

調査事項につきましては、引き続き、今回の部会で議論するという整理がされておりました。私からは以上でございます。

(舟岡部会長) 以上のような前回部会の結果概要のとりまとめでよろしいでしょうか。特段、ご異論ございませんか。それでは、審議に入ります。

始めに、論点に関しまして、前回の部会で行政施策への活用例として挙げられています、個別施策と調査事項との関係等に関するご意見をいただいたことに対しまして、調査実施者から関係資料が提出されておりますので、ま

ず調査実施者から資料の説明をお願いします。

(山根室長) それでは、お手元の資料1をご覧ください。まず1点目でございます。調査の目的・役割に関わりまして、利活用ということで、特定サービス産業実態調査結果のデータがないとできないもの、このデータがないために、どのような面で支障が生じ、あるいはデータがあることでどのように大きく改善が図られるかという施策との関係でございます。

前回部会におきまして、ご説明申し上げましたとおりでございますけれども、本調査の役割としては、各産業の特性を把握することによって、その実態を捉えることであると考えております。そのために、本調査の調査項目でございますけれども、各産業の特性を把握することを目的として設定させていただいております。個々の具体的な行政施策への活用を図るに当たり、必ずしもすべての項目が施策と一つ一つ対応関係を持つように設定したものはなっていないわけですが、この実態把握を行った結果から、当該産業の課題等を発見しまして、施策を的確かつ円滑に実施するための位置付けを担うものと考えているところでございます。

調査結果の具体的な活用事例等でございますけれども、資料4にとりまとめをしておりますので、資料4を基に、ご説明したいと思っております。お手元に資料4をご用意いただければと思っております。行政施策上の利用でございますけれども、大きく三点に区分けして整理させていただきました。1点目は、施策を実施するための課題等を把握する基礎資料としての利活用が考えられる。2点目は、具体的施策を実施する際の基礎資料としての利活用ができると考えております。3点目は、実際にその施策を実施した後の評価のための基礎資料としての利活用と、大きく三点ほど考えられるかと思っております。

まず1点目の施策を実施するための課題等を把握する基礎資料としての利活用でございますけれども、施策を検討する前提ということで、産業の現況を調べ、当該産業の課題あるいは構造変化等を把握する必要があり、施策実施課では、特定サービス産業実態調査を利用しまして、その課題や構造変化等を把握して、施策を検討するための参考資料として活用しているわけでございます。例として、1点目でございますけれども、2ページ目に資料を整理したものをグラフで提示させていただいておりますが、我が国におきましては、中小企業におけるIT化及び経営効率化が遅れていると言われている部分がございます。政府としましては、その推進に向けた施策を検討しているところでございます。その中で、特定サービス産業実態調査を利用しまして、特に、日米の情報サービス業における業務の内容比較を見てみますと、日本の場合は、米国と比較しまして、初期投資が大きい受注ソフトウェア開発の占める比率が非常に大きいことが明らかになり、これが日本の中小企業におけるIT化が遅れている要因の一つではないかと推測できるわけでございます。

こういった資料を基に、中小企業のIT化を支援するというところで、イン

ターネット経由で、特に、情報処理を行うための初期投資が少なく、必要なサービスを従量制もしくは定額制で利用できるSaaSを普及する施策を立案しているわけでございます。具体的には、平成20年度から、財務会計あるいは給与計算等の情報処理サービスを提供する基盤となるシステムの開発を行いつつ、来年度までには50万社以上の中小企業が利用できることを目指すという施策を立てさせていただいているわけでございます。

それから、事例2として、情報サービス業の関連では、情報システムの品質や成果が可視化しにくいということで、取引構造・産業構造が不透明と言われており、例えば、取引価格も人月工数単価により決定されることがほとんどであると言われていたようにございますけれども、実際はよく分かっていない。これらを可視化していくことによりまして、ユーザーとベンダー間で、品質や内容についての契約上の紛争が多発あるいは長期化している現状を解決しまして、技術の向上あるいは資源投入の効率化に向けた取組みを促進しまして、能力のある多様なプレイヤーが多様な機能をユーザーに円滑に提供することが、当該産業の発展には欠かせないのではないかとされておりまして、このため、政府としましては、例えば、SLA、いわゆるサービス水準合意のような指標でありますとか、ガイドラインといった産業構造・市場取引を可視化するツールを整備することを検討しているわけですが、産業構造あるいは市場取引を把握する手段としまして、3ページに表やグラフで整理してございますけれども、情報サービス業の従業者規模別事業所数あるいは営業費用の内訳のデータを活用している現状がございます。

事例3ということで、経済成長戦略大綱では、コンテンツ産業を今後10年間で5兆円の市場規模への拡大を実現することを目指しているわけでございますけれども、映像の編集でありますとか、音楽の編集あるいはナレーションの録音・アフレコや効果音の追加など、映像作品、映画の制作における撮影後の作業等につきましては、コンテンツ産業の拡大を図るために重要な役割を持っているポストプロダクション業に着目しているわけでございますけれども、未だにその市場規模等が把握されていない当該産業の実態を把握することが求められているわけでございます。そのため、今回、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業ということで、調査票の案をご提示させていただいているわけでございますけれども、この案の中で、特に売上高の内訳としまして、ポストプロダクション業を特掲させていただいております。これによりまして、ポストプロダクション業の市場規模でありますとか、部門別の事業従業者数、営業費用の状況等を把握しまして、こういった産業に対する施策を検討するための基礎資料が得られると考えているところでございます。

次に、「具体的施策を実施する際の基礎資料としての利用」ということで、事例を挙げさせていただいております。例えば、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律を運用するために、各種中小企業立法における業種ごと

の中小企業者の定義規定の検討に際しまして、資本金規模別の年間売上高等を基礎資料として活用させていただいているわけでございます。この法律におきまして、支援の対象となる中小企業の範囲でございますけれども、ソフトウェア業または情報提供サービス業におきましては、資本金額が3億円以下並びに従業者数が300人以下の企業と定義されているところでございますが、こういった定義を設定する上で、この調査結果の年間売上高あるいは従業員数等を基礎資料として活用させていただいているところでございます。

4ページは、「既に実施している施策の評価のための基礎資料としての利用」として、事例の一つ目としまして、コンテンツ産業の拡大が期待されているわけでございますが、平成19年から、我が国のコンテンツ産業の国際展開を加速するとうことで、「JAPANコンテンツフェスティバル」を創設して、映画やアニメ、ゲーム等の各種コンテンツ関連イベントを一定期間に開催し、日本が強みを持つマルチコンテンツの総合的な発信の場の整備を目指しているわけでありまして、このために、イベント等の実施後の売上高あるいは配給本数につきまして、この調査のうち、映像情報制作・配給業におきまして、国外に対する映画やアニメ等の業務種別年間売上高、あるいは邦画、洋画、アニメーションの配給本数等を把握しまして、我が国のコンテンツ産業の国際展開の状況を把握し、施策の評価を行っているところでございます。

事例の二つ目は、情報基盤強化税制でございますけれども、こういった税制の関係におきまして、対象の拡充後の事業者の情報化投資の状況を把握するというところで、インターネット付随サービス業の情報通信機器の営業用固定資産取得額を活用するというところ、それから、国内情報セキュリティ体制の整備状況を把握するための一つの指標としまして、同様に、インターネット付随サービス業におけるセキュリティーサービス業務の年間売上高を把握することによりまして、施策の評価への活用が期待されているところでございます。以上が、利活用についてということで、簡単にとりまとめたものでございます。

資料1にお戻りいただきまして、二点目のご指摘でございます。サービス産業のような新たに発展してきた業種については実態がなかなか分からないということもございまして、特に重要なものに限定しまして、その産業特性を重視した調査をすべきではないかというご指摘でございます。調査結果データの提供に関しましては、行政施策のみならず、広く利用されることも念頭に置くことが重要であることは、我々もそのとおりだと考えているところでございます。今回の調査設計に当たりましては、業界団体でありますとか、対象企業などにも広く意見を伺いながら、設計を行ったところでございます。引き続き、来年度以降の調査計画につきましても、幅広い意見を伺いつつ、調査票の設計をしていきたいと考えているところでございます。

今回の業種拡充に関しましては、平成18年から母集団情報を変更したこと

に併せまして、小分類格付けの産業を調査の対象とした考え方を踏襲しているわけですが、政府全体としましても、サービス統計の整備拡充が求められているわけですが。そういった中で、調査対象を拡充することによりまして、従来把握されていない特性が異なるサービス業個々の分析が可能になる業種が増加すること、それから、特性が異なるサービス産業の業種を拡充することによりまして、業種間での特性の異なりがどこにあるのかが明らかになるということで、これらを基に、各業種の実態をよりの確に把握するための検討も可能になることから、さらに各業種の特性項目の検討をして行きたいと考えているところでございます。

調査項目につきましては、ご指摘のとおり、産業特性をより正確に把握することを重視しまして、調査項目の改善を今後も図って行きたいと考えています。

1枚お捲りいただきまして、大規模な事業所、小規模な事業所ということで、将来的には、両者において調査事項に精粗があっても良いのではないかとのご指摘でございます。ご指摘の点につきましては、中小規模、大規模事業者における事業の状況を確認しつつ、標本化調査の検討と併せまして、今後の調査設計に当たって、しっかりと検討して行きたいと考えております。以上でございます。

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。只今のご説明に対しまして、ご意見等ございますでしょうか。どなたからでも結構です。特段ありませんか。本調査の役割・目的については、部会の1回分を当てて議論しましたので、ほぼご意見は出尽くしたかと思えます。本日、資料1の1ページ目でご説明いただきましたように、具体的な施策と調査内容とがどのように関わっているかについて、コンテンツ産業を対象にして利用事例をご紹介していただきました。これによって、行政上の有用性が少しは身近に受け止められたのではないかと思います。出口委員、どうぞ。

(出口委員) コンテンツ産業に関しましては、関東経済産業局や経済産業省の原課の方でも色々な施策が行われている現状は、私も調査しているので把握しているつもりなのですが、ここで出てくるものと実際の施策に使われているヒアリング資料の間には、現状はかなり乖離があるというのは間違いのない状況であると思えます。それは今更言っても仕方のないことですが、ただ、そのことだけはきちんと把握しておかないと、調査票ベースで調査客体に負担をかける調査と、もう少し細かい小さなところも含めた現状の把握との間には、どうしても乖離が出てくる。勿論、これが役に立たないという意味ではないのですけれども、コンテンツ産業に関して、この事例でもって、フラグシップモデルになるというのは多分違うことではないかと思うので、一応、指摘しておきます。

(舟岡部会長) ただ今の出口委員のご指摘については、資料1の3ページ目の規模の大きな事業者と中小零細な事業者を同じような調査票で同様な内容

の情報を調査することが、どこまで有効であるのかということと深く関連するかと思います。昨年の部会でも、業種によっては、どの階層を捉えるかによって、調査すべき事項が違ふという意見があったかと思いますが、そういうことを踏まえて、今後、調査設計に当たっていただけるといふことですので、結論についてはよろしいかと思いますが、何かご意見ございますか。

(美添委員) 意見ではなくて、今の出口委員の発言の意味がよく分らないんです。ヒアリングした内容と統計調査の結果が違ふ、矛盾があるという意味ですか。

(出口委員) 正確に言うと、ヒアリングで知るべき、例えば、外注構造とか付加価値連鎖の構造、特に、中小のクリエイター部分との連結、そういう部分が色々な意味で、調査客体に対して細かい調査として実施することは付加が掛かり過ぎて、実際取れないものが結構たくさんある。でも、実際問題としては、製造業のテンプレートとは違ふ付加価値の連鎖構造があって、利益の按分構造もそうなんですけれども、そういう部分も含めて産業構造を見る必要があるということ、この領域でよく言われているのですが、このこととのミスマッチがあり、そういう部分に関するサンプリング調査のようなものがベースになってくる。もう少し具体例を挙げると、例えば、キャリアパス、勤めている人のキャリアなどの構造も、この調査の中では把握できないので、他の調査とクロスさせなければならない。そういうものは、この調査だけからは出てこない、総合的に加工統計でもあればよろしいのですが、無いので、外側から総合的な像が調査ものとしてはなかなか出てきにくい。そんなことだと思います。

(美添委員) 矛盾があるということではなく、これだけでは調査項目を十分カバーしていないという発言でしたら、そのとおりだと思います。これは、部会長の整理のように、大規模の事業者と中小規模の事業者を同じ調査票で調べることから来る制約であり、それでは十分把握できない可能性があることは、私も十分了解できます。おそらく部会長も、調査実施者もお考えだと思いますが、大規模事業者と中小規模事業者では違ふ調査票の設計はあり得る。調査の実施に当たっても、大規模は全数で、中小規模は裾切りにするか、標本調査にするなどの工夫がなされる。そういう方向が、この調査の将来の在り方だろうと思います。

(舟岡部会長) よろしいでしょうか。これまでかなり時間をかけて本調査の目的・役割について議論してまいりましたが、簡単にまとめますと、皆さんに共通の認識は、本調査は、サービス産業分野のうち、経済産業省所管の特定業種を対象にして、事業活動の詳細な実態を把握し、業種特性を明らかにすることが第一の目的・役割である。それに加えて、全体としてサービス業の統計は未整備であり、広く概括的な統計として、かつて5年に1回サービス業基本調査が行われていましたが、サービス産業は開廃も激しいですし、その活動内容も目まぐるしく変化していますから、5年に1回の調査では周



期が長過ぎる。今後、実施が予定されている経済センサスでも5年に1回程度しか捉えられませんから、当然のことながら、何らかの形で広くサービス産業全体に網をかけた統計の整備にも努めるべきであり、そういう観点からも、この特定サービス産業実態調査の役割がある。

前者について言いますと、先程ご紹介いただきました具体的施策にかなり利用されていて、その基礎資料として有用である。さはさりながら、まだ十分ではないところもあるので、今後の設計において、調査内容がより有用性を高めるような方向で検討する必要があるとの指摘がありました。

後者の広くサービス産業をカバーする統計の一翼を担う役割については、先程の美添委員からのご指摘のどのような調査方法、調査対象の設定にするかと絡みますが、これについては、詳細な母集団情報が平成23年の経済センサスで整備されますので、その結果を踏まえて、どのような調査内容にするかが検討されてしかるべきだと考えます。現時点では本調査の今後の全体の計画について検討することは、不確定な部分が多々あるため、無理からぬところがあり、そうした状況を踏まえれば、本調査の目的・役割は、今回の計画で十分果たせているものと判断されます。そのような整理でよろしいでしょうか。

続きまして、論点メモの「2 調査対象業種の追加」につきましては、前回の部会で適当ということでご了承いただきましたので、論点3の「3 調査事項」について審議したいと思います。調査事項につきましては、前回部会でも一部の審議を行って、調査実施者から1回目の部会でご意見をいただいたリース会計基準の改正に対応した調査票の修正案が示され、この点については適当と整理されました。しかし、その他の変更点を含めて、調査事項につきましては、まだ十分に審議し尽くされておりませんので、引き続き、審議したいと思います。

始めに、調査実施者から、今回、調査票の再修正案等の資料が提出されておりますので、資料の説明をしていただき、その後、調査事項について、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。それでは、調査実施者から資料の説明をお願いします。

(山根室長) それでは、お手元の資料2でございますけれども、調査票の修正案を6点添付させていただいております。別紙1～6でございますけれども、別紙1につきましては、デザイン業と機械設計業の調査票でございます。これは直近に産業分類の改定がございまして、従来、デザイン業及び機械設計業につきましては、産業小分類では一つの分類になっていたものが、今回、新たにデザイン業と機械設計業ということで二つに分かれたわけでございます。元々、今回の私どもの調査の母集団につきましては、平成18年事業所・企業統計調査名簿を活用して実施させていただくということで、この名簿自体が、実はまだ新分類の対応になっていない。今年11月に調査の実施を予定しているわけでございますけれども、それまでに新分類基準での母集団が入

手不可能ということでございまして、9分類でやらざるを得ないということもあるわけでございます。分類が新たになったということでございますので、別紙1のデザイン業、機械設計業の調査票と別紙2の広告業の調査票につきましては、それぞれ新分類の名称に変更させていただきまして、調査を実施させていただければということで、本日、修正案を提示させていただいております。具体的には、タイトル名が変わっただけでございます。ただ、デザイン業、機械設計業につきましては、今、申し上げましたように、一つのものが二つに分かれた。逆に、広告業につきましては、従来、広告代理業とその他の広告業が一本化になったということで、この辺につきましては、表章させていただくときに、その旨を結果表に明示するとともに、表現ぶりを新分類に変えさせていただきたいと考えているところでございます。以上が産業分類の改定に伴う変更でございます。

それから、別紙3～6でございますが、前回、ご提示させていただきました物品賃貸業の関係でございます。これは会計基準が変わるということがございまして、オペレーティング・リースとファイナンシャル・リースにつきましては、前回、ご説明差し上げたとおり、調査票で申し上げますと、各種物品賃貸業の調査票をご覧いただければと思いますが、この6 - の部分の上から3番目に「リース投資資産原価」とございます。これは、従来のファイナンシャル・リースの部分で、各種物品賃貸業等を実施している事業者につきましては、新たにこういった会計項目の表記をする形になりましたので、ここに費用として、「リース投資資産原価」を入れさせていただきたいということが1点。それから、6 - を新たに区分けしまして、「リース投資資産取得額」としております。これはいわゆるファイナンシャル・リースの部分ということで、ここにファイナンシャル・リースの資産について、「リース投資資産取得額」ということで、新たに区分を設ける形式で調査票の設定をしたいと考えました。以下、物品賃貸業に関するものについては、同様に設計変更をさせていただいております。以上でございます。

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。只今の説明も含めて、調査事項全般について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。6調査票以外は、お手元に配布されています綴じ込みの資料にございます。

(岡室専門委員) 調査票の「年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額」のことですけれども、無形固定資産の内容についてです。これについては、もしかしたら既に発言があったかもしれませんが、これを測る目的があると思うのですが、例えば、ここでブランドの価値やのれんを測るとするならば、やはり制約があるわけです。現在の会計基準では無形固定資産として測られるものは限られていて、これが過小評価される。特に、デザイン業や機械設計業だと、本来は、ここで、その企業の持っているイノベティブな価値を測るべきで、本当はここに意匠権であるとか実用新案権や特許権な

ども入る筈ですが、多分、普通に無形固定資産というように帳簿上のもので記載されると、非常に過小評価されてしまうので、このように意匠権や特許権が関連するような部門では、無形固定資産がはっきりするのは、意匠権とか、特許権あるいは実用新案権等の取得数あるいは申請数を聞いた方が、調査の目的に資するところが大きいと考えますが、いかがでしょうか。

(舟岡部会長) 調査実施者は、いかがですか。

(山根室長) 無形固定資産の部分の特許権であるとか意匠権でありますとか、細かく設定した方が良いのではないかというご指摘でございますか。

(岡室専門委員) 少なくとも、デザイン業や機械設計業のような業種に関して、しかもこれを金額で評価することはなかなかできないものですから、件数で別に聞いた方が調査目的から見て適当であると考えますが、いかがですか。

(山根室長) 無形固定資産につきましては、今回初めて設定させていただいております。従来から、サービス業における無形固定資産の把握は重要であるというご指摘をいただいていたものですから、今回、初めて入れさせていただいたわけでございますけれども、各調査対象にも記入の可否を確認しつつ、今回、横並びで設定させていただいております。そういう意味で、我々としては、設定する前提としまして、まずは記入ができるかどうかということが重要なポイントであろうかと思ひまして、そういったところを業界団体でありますとか、当該企業なり事業者を確認させていただいたところでございますが、記入者における負担感が非常に強いということが一方でございます。我々としては、細かく取ることにつきましても検討させていただいたところでございますけれども、記入者負担ということから考慮しますと、やはり記入者にとって非常に細かく取ることにつきましては負担が大きいということがあるものですから、そういうことを考慮して、今回は無形固定資産1本という形で設定させていただいたところでございます。

(岡室専門委員) 記入者の負担感は分かりますが、実は特許庁の知的財産活動調査では、知的財産権の出願実績があるところについては調査しているわけですが、ただ、その産業分類は、おそらくこの調査ほど細かくなっていないとは思いますが。従って、調査非対象のところは、他の調査でそれを答える可能性が強いということと、もう一つは、毎年、何十も何百も出願するところであれば別ですけれども、特に規模の小さい事業者ですと、実際の出願の数はそんなにたくさんなくて、聞かれて恥ずかしいということは多分ないと思うのですが、聞かれたときに調査の負担感が大きいとは私は思いません。事業者が駄目とおっしゃるのであれば仕方ありませんけれども、知的財産権が何件かと聞くことは、そんなに負担なのかというのが私の正直な気持ちです。今後の課題として検討していただければ幸いです。

(田邊補佐) 今、ご指摘いただいた点につきましては、統計委員会の場でも、無形固定資産をもうちょっと細かくすべきではないかというご意見をいただ

いているところでございます。基本的には、先程、ご説明しましたとおり、少し省内で検討させていただきましたが、如何せん、この調査の6番の項目は、この調査の中でも非常に負担感の大きい項目であると受け止められていることは事実でございます、これをさらに区分して調査事項を設定することに関しての有用性については、ご指摘のとおりだとは思っておりますので、引き続き、記入者の負担感もしくは記入の可能性を踏まえながら検討させていただきたいと思っております。

(岡室専門委員) 誤解がないように一つだけ付け加えますと、私は無形固定資産の金額の内訳をより細かくということは求めておりません。そうではなくて、これとは別に、例えば、特許申請の件数を何件か聞いてはどうかということです。と言いますのは、単に無形固定資産の金額を聞きますと、今の会計のやり方ですと、出てくるのは電話加入権ですとか、購入したソフトウェアの金額しか出てこないんです。つまり、その会社が自ら出願した意匠権であるとか特許権などは、普通ここに反映されないんです。むしろ、他の企業を買収したときに、その買収した企業が持っている特許権の価値がそこで初めて反映されて、つまり、M & Aに関わる部分だけが出てきて、非常にバイアスがかかってしまうんです。それを避けるためにも、金額とは別に、企業が自ら出した価値に関して、件数を把握してはどうか。つまり、金額を分けるという話ではないんです。それだけは確認しておきます。

(舟岡部会長) 岡室専門委員のご意見については、私も同感でして、近年のM & Aの隆盛を受けて、のれん代がプラスであれマイナスであれ、大きく計上されるケースがあり、そこから、無形固定資産の情報が誤って受け止められかねない。誤解を与えるような調査事項をそのままにしておくのは適当ではないのではないかとのご指摘がある一方、産業財産権は、評価額を計上することはなかなか難しいので、それに代わる手段として、例えば、取得件数等を情報として利用できるようなになれば、無形固定資産について、適切な評価がある程度は可能になるのではないかとこの意見です。それに対して、調査実施者は、果たして記入してもらえるのかどうかの確信が持てず、また、記入者負担の観点も考慮しなければならないとおっしゃる。これについては引き続き検討していただくとしまして、もう一つ別の追求の仕方もあると思っております。例えば、産業財産権ですと、四つの権利について出願人ベースのデータがあります。出願人と企業の名称が必ずしも一致するものではありませんが、何らかの名寄せを図ることによって、そこから情報を取り込むことができれば、記入者の負担もなく、情報も利用できる。これには大きな作業を伴うことになるかと思いますが、将来的に検討すべきであるという気はします。他にいかがでしょうか。出口委員、どうぞ。

(出口委員) これは確認ですけれども、出版業に関して、額は無理でも、カテゴリごとの総印刷部数が把握可能かどうかというのを前に聞いたことがあったのですが、結果的にこれは無理だったということか。それから、印税

の配分みたいなものについても、今回出てこなかったということは多分不可能だったと思うのですが、どうしてもコンテンツ系では、額は無理でも印刷部数とかそういうものが出ないと、構造変動がまったく捉えられない。上下への配分の印税の問題などもありますので。続けて言うと、海外への外注に関して、これも額は出なくても、アニメとかソフトウェアもそうなんですけれども、海外への外注に関するトップ3の国名と比率だけでも、あるいはアニメの外販でも、国別のトップ3あるいは比率のデータも無理だったのかどうか。一応、最終確認という意味でお願いしたい。どうしても構造変動で気になるところではあります。

(田邊補佐) お答え致します。今、ご指摘をいただきました点については、業界、数社の企業にもお話を伺って、再度、この中に組み込めるかどうかという検討をしているところでございます。ご指摘いただきました出版業に関する発行数というか、印刷部数と、いわゆる印税・原稿料の部分につきましては、業界と企業にお話を聞いた範囲では、ちょっと負担は大きいかもしれませんが、何とか書けるのではないかというご意見をいただいておりますので、これにつきましては、改めてご提示したいと思っております。

もう一点、外注費の国別でありますけれども、関連するような業界といくつかの企業にお伺いをしました。端的に結論から申し上げますと、これに関しては、記入していただけない状況でございます。昨年審議していただいた中で、外注費に関連するところについては、国外と国内を今回分けさせていただきました。ここまではとりあえずご理解いただいてご記入いただくということになっておりますので、大変恐縮ではございますが、今般は国別までの分割はなかなか難しいと思っております。

(舟岡部会長) よろしいですか。

(出口委員) 了解です。今後、この種のものは、サンプリングも含めた意味で、ある種の加工統計として整備して行かないと、実際の施策のときには、その種のデータが必要になるということを一応指摘しておきます。実際の調査は大変だと思っておりますので、了解です。

(舟岡部会長) 他にいかがでしょうか。部会長から意見を述べると変かもしれませんが、出版業について印税が取れるなら、他のコンテンツ産業についても印税に代わるような著作権の使用料などが将来的に取れると非常に意味があるのではないかと。これについては無形固定資産の内訳を何らかの形で詳細に取るということと並行して検討されるべきものと考えます。片や資産で、片や費用として把握する。この二つが利用できないと、知的財産について、どのような支出があったかが全体として捉えられませんので、両方併せて把握することを将来的に検討していただくということでしょうか。

(出口委員) コンテンツ系の場合の配分構造というのは、産業構造の特質を物凄く表していて、一般に製造業とはかなり違って、ボトルネック特性に近いところに配分が集中する傾向があるので、上流の方にあまり行かないとか、

そういう産業構造の特質みたいなものを非常に明確な形で把握しないと、今後の色々な施策上の問題があると思うので、今、部会長からご指摘のあったことも含めて、長期的には悉皆調査ではなくても、何らかの形で把握して公表できるような形になっていくのが望ましいのではないかと思います。

(舟岡部会長) 調査事項について、他にいかがでしょうか。三輪専門委員、何かありますか。

(三輪専門委員) この部会は、出てきたものについてこれでよろしいかという話をするところですので、あまりこういう発言はよろしくないのかもしれませんが、サービス産業に関する統計の充実の一環として、この調査も位置付けるとしますと、おそらく他のところでサービス産業をどうやって測るか色々考えられていることとも関係するのですが、一番基本的なところは、何をどれだけ作っているか。それがオーバータイムにどう変わってくるか。生産性ということがよく言われますが、アウトプットとか価格とか、クオリティーがどのように変化したかを考える必要があって、基本的な単位を決めなければいけないんです。

そういう観点からしますと、これが難しいことは分かっているんですけども、例えば、ソフトウェアなどを見てみても、パッケージソフトと書いてあるが、これは何か。これはアウトプットかということ、とてもそうではないわけです。コンテンツなどを考えてみても、売上を分けたものであっても、何をやっているかが分かるわけではない。昨日のものと今日のものが同じだという保証も何もないわけですから、実は生産性と言って、付加価値か何かを計算しているけれども、直感的には生産性とおおよそ関係のないものを皆さん計算して、生産性上昇政策というようなことを経済産業省もおっしゃっている。前回、山勘でということをお願いしたわけですが。

そういうことからしますと、実際にこういう分野で何をやっているかということ、当該産業の物事をよく知っている人は別にしまして、普通の人に分かるように示そうとすると、こういう設計ではなくて、アウトプット、基本的な単位を決めて、どれぐらいのものをいくらで供給して、それは昨日と今日でこう変わっていて、これがどうなっているかということが分かるような工夫が必要だと思います。

製造業などですと、基本的な単位を一応固定してやっているのですけども、これは見やすいからということがあるのかもしれませんが、この調査で対象としているもののいくつかの産業に関して、一番基本的な作業だと私は思います。簡単ではないので、どうしたら良いという質問票を出せと言われると、今、私にはアイデアがないので、ここで言う良いのかどうかということをお願いしているのですけども、サービス産業のように、一国経済のほとんどと言って良いようになっているところで充実をする。他の分野でも、金融まで含めてそんなの分からないんです。そう致しますと、どこかでテストランみたいなことをやって、こうやってやれば少しは良くなるのではない

かということを始めの必要がある。そういうことからしますと、特定サービスという経済産業省の所管のところ、面白そうだとすると問題があるかもしれませんが、興味深い産業をいくつか抱えている調査でありますし、幅広くというよりも、産業の特性に即したことをおやりになるとおっしゃっているわけですから、全面的に展開するとなかなか大変かもしれませんが、もう少し工夫があっても良いのではないかと。基本的な単位を聞いて、アウトプットという方向性が少しあっても良いのではないかと。

今回のことに関してではないのですが、そういう意味で、若干フラストレーションがありまして、このように一応区分けをして調査をするだけども、その中身が、多分、昨日と今日では随分違っているものを調査して、全体のどんぶり勘定よりは分かるけれども、基本的なところにはこのままだと接近できないのではないかとこの感じがあります。そこに魚がどうかどうもよく分からない。どうやって獲って良いか分からないのですが、やはり要請の内容は、そういう方向性ではないかと思えます。方向性もそういう検討をすべきだということで、サービス統計の充実ということが言われていると思えますから、これは将来の課題として書いてしまうと大変かもしれませんが、方向性としては、そういう指向性が少しあって良いのではないかとこの感じが致します。これは単なる感想です。

(舟岡部会長) 三輪専門委員は、オーバーイヤーでフラストレーションが溜まっているようですが、他に何かございますでしょうか。

(岡室専門委員) あまりあれもこれも聞けと言えないのは重々承知しているのですが、今回、特に拡大の対象となる業種の中で、例えば、先程申しましたデザイン業であるとか広告業ですと、業務の外注がかなり大きな意味を占めると思うのですが、そういった把握が今回十分できていないと思えます。これを付け足しますと、かなり調査項目が増えるのは理解できますけれども、今後の課題として、どういう業務をどの程度、あるいはどこに外注していくかということ把握することが重要であると考えます。

(舟岡部会長) 調査実施者から、何かありますか。

(田邊補佐) お答えになっているかどうか分かりませんが、外注化というアウトソーシングの部分は前回の部会でもご指摘をいただいでいて、我々、今回の調査設計では、まず可能な部分として、どこまでできるかということを考えていまして、これは100%のお答えになっているとは思いませんけれども、工夫させていただいたのは、従事者の部分について、人的リソースの部分のアウトソーシングというか、外部から持ってきた人はどのような事業分野にいるかということに関して、今回、区分けをしようということで細分化しております。先程お話を申し上げました外注の部分について、国内外に出ている部分、特徴的な産業に関しては、基本的なところではございますけれども、そういう分け方をしてみようと、一定程度少し検討をさせていただいているところではございます。お答えになっているかどうか分かりませ

んけれども。

(引頭専門委員) 1点だけ質問なのですけれども、先程からのご説明で、新しい産業ですか、ポストプロダクションというものをこれから調べるということでした。前回の資料の調査票を拝見していると、年間売上高の契約先産業別割合が他の業種と同じようになっているのですが、ポストプロダクションの人達の行動を考えると、誰から受注するかというと、広告コンテンツとか映画ということになるわけなんですけれども、広告の場合は最終的に広告主ではなくて、多分、広告代理店になるんだらうなとか、映画だったら何とか制作委員会みたいになるんだらうなと想定すると、この聞き方だと、結局、その他産業とかサービス業とかに入ってしまった、ニュース供給業に関してはこれで良いような気がするんですけれども、ここだけはさすがに増やしておかないと、相手が絶対に広告関係か映画関係か、その他のコンテンツ制作会社とか、そんなことになるので、せっかく先程の産業施策にあったとか、そういう話でしたので、ここだけは手当てした方が良くないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

(舟岡部会長) いかがですか。

(田邊補佐) この項目につきましては、対ビジネスサービスの事業者については統一的に入れさせていただく方向で設定しているんですけれども、基本的に、この活用方策の一つとしては、I Oの作成の際に、大分類ベースで、ある程度の契約先別の構成比を情報として提供要請というか、ニーズがございまして、そういった形での分類設定にしているところでございます。申し上げますと、例えば、他の産業でも事実上、この項目では一つしか該当しない、例えば、新聞業や出版業などと言いますと、相手は取次店であるとか販売店であるとかに卸すような形にしかならないので、基本的には卸売・小売業に100%入るような調査事項になってしまっているということは設定上あるわけなんですけれども、先程申し上げたニーズの観点から、統一的に横並びで設定させていただくことを前提につくっているものですから、産業によって細かく中身を分けていくという設計ではそもそもなかったもので、こういう形で整理させていただいているところでございます。

ニーズとの関係で、そこを更に細かく区分するという必要が出てくるとすれば、先程のお話に戻りますけれども、記入者との関係をきちんと整理した上でないと、なかなか設計が難しいところでございますので、今回の契約先産業別の区分については、統一的に横並びで入れることに関しては、とりあえずご了解いただいておりますので、今回については、この範囲でやらせていただければと思っています。

(引頭専門委員) ご趣旨は理解しているつもりですけれども、色々な議論の中で、繰り返しですが、今回、ポストプロダクションというのが、産業政策上、必要だとしていたので、先程の新聞業の取次店は一つだから良いわけですけれども、新しい産業をこれから見ていくということなので、本当は今回



少しだけ検討して下さいと言いたいところではあるのですが、時間の制約とかあるかと思しますので、次回以降、特に、サービス産業に関しては、特性を取りましようというのが役割で重要だという話になっていたかと思しますので、横並びのところでも内数みたいな形で、ほんの少しだけ聞くだけで良いことだと思いますから、そんなに手間ではないような感じがするんです。ですので、次回以降は、是非、ご検討いただければと思います。

(山根室長) ご指摘の中身につきましては、確かに、おそらくポストプロダクション業だけで申し上げれば、相手先産業は限られた産業かも分かりませんが、個々の記入者から見ますと、例えば、仮にその相手先産業が三つか四つだとしても、それを一つ一つ中身をピックアップしまして、集計しないといけないという負担感が実は非常にあるということもありまして、その辺のところを、今後、関係業界なり関係企業に少し確認させていただきつつ、検討させていただければと思いますが、いかがでございましょうか。我々も今すぐに回答はできないものですから、再三申し上げるようございませけれども、やはり調査事項の設定に際しましては、どうしても記入ができるかどうかということを企業担当の方とかに確認しつつ、設計させていただいているところがございしますので、引き続き検討ということをお願いできればと思います。

(出口委員) 今の引頭専門委員の補足ではないのですけれども、まったく趣旨は賛成で、今回は間に合わないにしても、今、制作委員会という言葉が出ましたけれども、アニメなどもそうですが、映画関係は制作委員会関係、言わば、プロジェクト単位で全部持っているような形になっているので、プロジェクトのパーコンテンツ辺りでどういうことが起きているかを調査するような構造にならないと、実は把握できないというような問題があるので、根本的な見直しを今後に向けて進めていただきたいと思います。

(舟岡部会長) 調査事項については、よろしいですか。それでは、調査実施者からの回答も踏まえますと、今回の調査票の計画について、本日お示しいただいた修正案の他に、出版業については印刷部数と印税・原稿料を調査事項として追加する。これについては、調査実施者が汗をかいて、各社の了解を得て実施する。

それ以外に、委員の方々から、サービス業の業種特性を捉えるような調査事項を盛り込むべきではないかという色々な観点からのご意見がございました。特に、アウトソーシング関係の調査事項を詳細に取るべきだというご意見がありました。今回の調査においては、詳細なところまでは行きませんが、例えば、外注費で言えば、国内、国外の別で捉えるとか、あるいは従事者についても派遣労働者の受入という形で捉えるとか、外注についてもいくつかの調査票において、今までよりも若干詳しく取るようになっているということで、その結果を踏まえて、今後、業種ごとに、どのような情報が、より詳細に把握する情報として有効であるかを検討していただく。

さらに、引頭専門委員から、売上高の相手先産業については、政策的に重要と調査実施者からご説明がありましたポストプロダクション業向けの割合についても今後回答が可能であるか、その可否を十分踏まえた上で検討していただく。そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、次に、調査方法について審議したいと思います。調査方法以降の論点につきましては、本日初めて審議することになるため、前回部会での審議の進め方と同様に、始めに、調査実施者から前回部会での配付資料1と2を基に審議する論点ごとに、その論点に対する考え方及び1回目の部会でその論点に関する意見等に対する考え方について説明していただき、それを踏まえてご審議をお願いしたいと思います。

それでは、まず調査方法について、調査実施者から、前回の配付資料1及び2について、説明をお願いします。

(山根室長) それでは、前回部会の資料1をお手元にご用意いただければと思います。8ページでございます。調査方法ということで整理させていただいてありますが、1点目、追加業種について、郵送調査とした理由でございます。私どもと致しましては、統計精度の確保あるいは利活用という観点からは、やはり新しく追加させていただきます10業種につきましても、これまで同様に調査員調査で実施することが望ましいと考えているところでございます。しかしながら、都道府県におきましては、調査員の確保難、それから、職員の逡減など、実施体制の確保が非常に年々厳しくなっているというのが現状でございます。ということで、業種拡充に伴う職員の事務の増大、これまで以上の調査員の確保が困難であるといったことにつきまして、都道府県から報告を受けているところでございます。

一方で、省内の政策原課からは、生産性向上に向けた施策の検討を行うに当たりまして、生産性の計測及び時系列比較などの基礎資料として、この調査結果を使用していくということにつきましては、やはり調査手法を変えない方が良いという要請も受けているところでございます。

こういった状況から、色々考えさせていただきまして、既存業種における精度の低下を防ぎつつ、実査の現実性・実現性を確保する方策を色々と検討させていただいたわけでございますけれども、新規業種につきましては、国において実査することとし、リソースなどの観点から郵送調査方式を採用したいと整理したところでございます。

精度確保のための方策につきましては、第4回目の産業統計部会の資料10でもご説明を申し上げたところでございますけれども、やはり調査員調査と郵送調査ということで、調査手法が異なることによりまして、調査結果に影響が出てくることについては、私どもも認識しているところでございますけれども、調査員調査と郵送調査を比較した場合の統計精度の問題につきましては、主に回収率と審査精度の確保が重要ではないかと考えているところでございます。ということで、今回実査に当たりましては、回収率につき

ましては、国が調査客体あるいは団体等に事前の協力依頼、広報を従来にも増して充実させていただく。それから、督促を強化する。地方に八つほど経済産業局というのがございますけれども、この調査は、従来、都道府県経由ということで実施させていただいておりますが、今回は新しい手法を導入するということで、この地方に八つある経済産業局を活用しまして、実施体制の充実を図りたい。そういうことで現行調査における回収率と同程度の水準の維持に努めたいと考えているところでございます。

審査精度の確保でございますけれども、これにつきましては、従来どおり、全業種につきまして、私どもで審査を行うことにしておりますので、こういう対応を図ることで、調査手法は異なりますけれども、影響を最小限に止めたいと考えているところでございます。既存業種における精度低下を防ぎつつ、実査の現実性を確保する方策を種々検討した結果ということでございますので、この点をご理解いただければと考えております。

1 ページお捲りいただきまして、今回はそういうことで民間事業者に委託するということで、適切な措置が講じられているかどうかということでございますけれども、これも4回目の部会の資料10にも記載させていただいたところでございます。一定程度の回収率が確保できれば、精度に差は生じないのではないかと考えているところでございます。回収率の確保ということでございますけれども、1点目は達成回収率の設定ということで、民間事業者につきましては、私どもが従来実施している調査の回収率である一定水準に達するまで、その督促を実施するというところで、契約条項に明記するというようなことを考えております。

二つ目はモニタリング。これは民間事業者に指定する物件ということで、定期的に納入報告させること、常に経済産業省と連絡が取れる状況を保つこと等の条件を設定しまして、厳格なモニタリングを実施して行きたい。今、考えているのは、それに加えて、例えば、担当職員を事業者が実際に事業を実施している現場に常駐させることも考えているところでございます。

客体に対する名称につきましては、いわゆるかたり調査の疑念を抱かせないような名称ということで、特定サービス産業実態調査事務局というような名称を使うことで督促を実施することも考えております。

照会対応の関係につきましては、私どもがこれまで蓄積しましたノウハウを基に、国が照会対応の事例集を作成しまして、これを民間事業者に提供し、その事例集に基づいて民間事業者は照会対応を行うというようなことを考えております。

事業者の適切な選定ということでございますけれども、情報セキュリティマネジメントシステムというような認証と同等以上のセキュリティシステムが確立しているかを確認しつつ、入札には厳格な制限を実施し、適正な評価項目を定めて、受託業者を選定して行きたいと考えているところでございます。

これ以外につきましても、実は経済産業省企業活動基本調査におきまして、包括的民間委託ということで、この4月から民間事業者と契約して、業務に入っているわけでございますけれども、その実施状況を踏まえつつ、精度確保のための方策を引き続き検討して行きたいと考えているところでございます。

10ページでございます。都道府県別の結果表章を前提として、全数調査で実施する現行の調査方法について、調査の効率化、報告者負担の軽減等の観点から、標本調査化を図る必要はないかというご指摘でございますが、これにつきましては、これまでもご説明を申し上げておりますけれども、私どもとしましては、次年度に向けまして、しっかりと標本調査化に向けて検討して行きたいと考えてございます。以上でございます。

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。只今の説明を踏まえて、調査方法について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。西郷専門委員、いかがですか。

(西郷専門委員) 標本調査化という言葉が何度か出てきているんですけども、サービス業のデータがどんな感じなのかというのがあまりよく分からないので、何とも言えないところですけども、都道府県の表章まで目指そうとすると、標本調査化してサンプルサイズが減らせるかと言うと、そんな感じにはならないのではないかという印象はあります。

それから、郵送調査でどれくらいの回収率が期待できるのかということと、あまり回収率と言い過ぎると民間事業者がかなりきつい感じもするので、その辺について現実を見ながら、どのように調整して行くのか。こちらは数字だけ示して、後はやって下さいというだけだと対策として不十分なことが起こり得るのではないかという気がします。雑駁な印象しか申し上げられませんが。

(美添委員) 西郷専門委員のいないときに発言したのかもしれないのですが、標本調査の件については、調査実施者から参考資料として出てきた検討結果の中で、都道府県別に標本調査を実施しても、ほとんどサンプルサイズを減らすことはできないという結論としていました。それは実は単純無作為抽出の結果で、先程の議論にもありましたけれども、規模の大きい事業所について正確に捉えて都道府県別に集計し、小規模は標本にしても十分役に立つ情報は提供できるし、その部分は全数である必要はないと私は判断しています。先程の出口委員の指摘のように、規模によって調査内容を変えたとしたら、標本調査の方が優れた方法になり得るのではないかと考えています。

(西郷専門委員) もう少し詳しく申し上げますと、検討することは確かに大切だと思います。ただ、私のこれまで経済産業省等の研究会等に出させていただいた経験から申し上げますと、規模による層別がどれくらい効き目があるかに依存してきまして、例えば、商業関係の小売業などですと、従業者規模はかなり効き目があって、それによってサンプルサイズが減ることはあり

得るんですけれども、工業統計調査等になりますと、例え規模が同じであっても売上とか販売額が大分違うということがあって、あまりサンプルサイズを減少させるといって、標本調査を入れたからといって、都道府県別の表章に耐え得るようなサンプルサイズを計算してみると、存外小さくならないことが多いような気がするんです。サービス業に関して、従業者規模と売上とか販売額とかそういったものとの相関がどの程度かという実感がないので何とも言えないんですけれども、世間一般で言わせていることからすると、その相関というのは、おそらく小売業ほどは高くないだろう。そういう状況で考えるとどうなのか。

ただ、それは目標精度の置き方にもよると思うんです。普通、目標精度の置き方というと、標準誤差率であるとか、そういうものを規模ごとに設定して、それを満たすようにという格好になってしまいますけれども、先程、美添委員のおっしゃったように、大きなところさえ押さえておけば良いのであると。小さいところは多少精度が粗くなっても、全体としては間違いのないだから、それで良いんだということであれば、標本調査を導入する効果はあるかと思えます。

(舟岡部会長) 川本専門委員、どうぞ。

(川本専門委員) 民間事業者への委託について、申し上げたいと思います。モニタリングと書いてあるんですけれども、これは誤りがあったときに、どれだけの確に修正できる仕組みを盛り込むかということだと思います。特に、この2～3年に色々な官庁で起こっていることは、自分達がきちんと監督しないにもかかわらず、民間でやったから駄目だったと。元々、民間でやりたくないという方達も多いのかもしれないんですけれども、そういうことにだけはならないように、PDCAのチェックのシステムが働くようにしていただきたいというのが1点です。

2点目に、事業者の適切な選定として、入札に関する厳格な制限とあります。入札はとても大事なことですけれども、そこを厳しくするとともに、特に適正な評価項目というのが大事で、ありがちなのは、お役所と付き合いがない業者は入れないみたいな、実績が3年位ないと入れないという形で、結果として、本当に決まった業者しか使わないというような慣行がありがちだと思いますので、サービス産業の新規参入を促す意味でも、その点については考えていただければと思います。以上です。

(舟岡部会長) いかがでしょうか。

(山根室長) ご指摘の点を踏まえて、しっかりとやっていきたいと思えます。

(舟岡部会長) 例えば、審査でエラーを発見したときに、どういう対策を取られるのか。これは大変重要なことです。

(山根室長) 今回の外注は、調査票の配布と回収のところまででございます。

(舟岡部会長) 審査で誤りがあった場合に、どう対応されるのか。経済産業省で調査票についてロジックチェック等によって、色々とチェックした段階

で、明らかに記入の誤りがあったときに、どのように対応されるのですか。

(山根室長) その部分につきましては、従来どおり、誤りがあったと認められるものについては、私どもの方から直接、当該調査対象に照会をかけます。

(舟岡部会長) 入札に関する資格とか評価基準については何かルールを明確に定めておられるのですか。

(山根室長) 官房会計との関係もございまして、そういった一連の色々な手続の中で実施させていただきます。

(引頭専門委員) 今の民間事業者への委託の話ですけれども、今回は新しい10業種は全部郵送調査ということになるので、勿論、審査とかもあるんですけども、まずは回収率だと思うんです。質問というか、お願いみたいな感じなのですが、督促等について地方にある経済産業局の活用もしていきますよという話と、民間事業者も回収までということなので、彼らも督促とかすると思うんですけども、両者の関係としては、どんな形で、民間事業者が督促しても駄目だったときに経済産業局が出ていくのか。両方でタッグを組みながら、きちんとやっていくのか。どのようなイメージなのでしょうか。

(山根室長) 経済産業局の活用につきましては、どちらかと言いますと、地方は地方で、例えば、地方の業界団体でありますとか、あるいは直接ダイレクトに企業であるとか事業所との付き合いがございまして、そういった場を活用しまして、重点的に調査協力依頼を実施してもらおうというようなことを予定しております。

民間事業者の活用につきましては、しっかりと契約条項で、その調査票の配布から回収までをしっかりとやっていただくことを予定しております。

(舟岡部会長) 目標回収率がある程度設定されていて、そこに達成しない状況のときには、民間事業者がコストを追加的にかけてでも更に督促を行って、回収を従来どおり維持できるように努めるという仕組みですね。

(山根室長) そういう仕組みでございまして。

(舟岡部会長) それを側面から地方の経済産業局がサポートするというところで、よろしいですか。

(高田専門委員) 想定されている回収率はどのくらいなのでしょう。我々もよく企業へのアンケート調査をしたりするんですけども、最近ですと、一般に何もしないと、15~20%位の回収率になります。だから、督促をかけたり、回答していただいた方に色々フィードバックを差し上げたりすることで、それを上げていったりするわけなんですけれども、おそらく今回はそんなレベルでは全然済まないわけで、そうすると相当色々な回収率を上げるための方策をやらないといけないんだと思うんですけども、今ここに挙げているようなことを組み合わせると、どの程度の回収率が実現できるんですか。

(舟岡部会長) 前に資料がありましたね。

- (山根室長) 前回、参考資料として配布させていただいた資料で、平成18年調査における都道府県別回収率の一覧表がございます。
- (舟岡部会長) かなり高い回収率ですね。おおよそ総計で8割ぐらい。これを目標にするのでしょうか。
- (田邊補佐) 今、考えているのは、平成16年、17年ぐらいから3回程度の調査の実績をある程度平均化したもので目標回収率を設定しようかと思っています。いずれにしろ、ご覧いただいているとおり、大体8割、7割ぐらいの設定になるかなと思っています。
- (出口委員) 先程の経済産業局との関連ですけれども、従来の製造業の場合にはかなり長いお付き合いがあって、その手の依頼がダイレクトに行くというのはよく分かるんですけれども、現実問題として、広い範囲のサービス業に関して、各経済産業局というのは、従来の製造業と比べて、どの程度のお付き合いというか、関係性があるのでしょうか。
- (山根室長) おおむね四半期に一度でございますけれども、経済産業局長会議というのを本省で開催しております。管内の経済状況の把握ということで、この会を開催する前に、各経済産業局にも調査課というセクションがございまして、その調査課の職員が管内を回って、色々な状況把握をします。そうすることで、おおむねどこの局もすべからく、製造業だけではなくて、最近ですと、特にサービス業も含めた形で業界回りであるとか、ダイレクトに企業であるとか、事業所を訪問して、管内の景気動向等の把握をしておりますので、そういったときに具体的に調査の協力依頼を実施するという計画を立てているところでございます。
- (舟岡部会長) 他によろしいでしょうか。どうぞ。
- (引頭専門委員) 1点だけですが、先程、舟岡部会長から、民間事業者が最後にコストをかけて回収していくというお話ではあったのですが、今、出口委員もおっしゃったように、やはり新しい産業ですし、初めての取り組みということもあるかと思しますので、やはり回収率については、かなり小まめに経済産業省さんの方でモニタリングをしていただいて、コストを掛ければ良いというものではなくて、どうも郵送のタイミングがあるらしいんですね。どのように督促したら良いかというノウハウがあるらしいんですけれども、それを熟知した人が取ってくれば良いですけれども、それは誰が取るのかも分からないですし、確かに民間事業者の責任もあるかもしれませんが、やはり一番最初なので、もう少し、そこは任せたいということではなく、データがないと統計にならないわけなので、お互いに民間事業者と経済産業省で協力し合って、是非成功させていただきたいと考えます。
- (舟岡部会長) ある統計調査で民間委託を実施し、受託した民間事業者が甘く考えていたんでしょうか、督促の頻度等の間隔が少し開いていて、目標回収率を達成できそうにないという見込みが立った段階で、急遽、大量に人員を投入して、目標回収率を達成したという例もありまして、そのときには大

変な費用がかさんだことも確かです。只今、引頭専門委員がおっしゃいましたように、事前に十分な督促の設計を無理のない形で行えるように、そこを指導・監督していただくことが必要かと思えます。現行調査における回収率と同程度の水準の維持に努めることを調査実施者はお考えのようですので、それに向けて、色々な措置を施していただけるものと期待しております。

私から一点ですが、以前、美添委員から意見が出て、私も同感なのですが、都道府県別に結果表章することについては、どこまで必要なんでしょうか。埼玉県と東京都がいらっしゃいますが、東京都はあまり問題ないでしょうか。どうお考えですか。

(東京都) やはり都道府県別の集計はさせていただきたいと考えておりました、大括りで出てきてしまいますと、結局、都としては使えないということになります。

(舟岡部会長) その点は分かるのですが、よく分からないのは、本調査は特定業種を対象としているに過ぎない。すべての業種にわたって都道府県別の表章があるならば良いのですが、特定の断片的な業種についての情報だけ都道府県別に取りて何に利用できるのでしょうか。その情報で構造的なものを明らかにするのはかなり無理があるだろうと思えます。ネットワーク産業が多く含まれますし、おまけに企業を調査単位とした業種もあります。企業を調査単位とした業種について、都道府県別の表章がほとんど意味を持たないことは事実です。都道府県別の表章が、いかにも地方のためにも必要と言っていますが、どこまで意味がある情報なのか不思議でなりません。もっとも、部会長がこんなことを言ったらいけないのかもしれませんが。

(美添委員) よろしいですか。今回、委員が替わられたところで質問しても意味がよく分からないかもしれませんが、私が前回申し上げたのは、サービス業基本調査と事業所・企業統計調査の同時実施のときに、比較的安い費用でサービス業を全数で調査することができる状況にあったにもかかわらず、都道府県の意見を聞いても、全数は要らないということでした。標本調査で十分であると。サービス業全体でそういう意見なのに、サービス業のごく一部である特定サービス産業実態調査ではなぜ全数必要なのか。どう使うのかは、私にはどう考えても理解できないので、過去の経緯を都道府県でご確認させていただきたいと思えます。

勿論、都道府県別の集計ができるような工夫を主要な統計調査、特に指定統計ではすべきだと思いますが、特定サービス産業実態調査だけ必要で、サービス業基本調査では必要ないというのは、どういう論拠で出てくるのか、私は今でも疑問に思っています。そういう意味での質問だったので、確認していただいて、次回にでも結果の報告をお願いします。

(舟岡部会長) 他にございますか。どうぞ。

(出口委員) 経済産業省の場合は政策実施単位として、各地域に経済経済局があるのですが、その単位でのデータというのでは、統計上、意味がないの



ですか。

(舟岡部会長) ブロック単位の表章ということですね。私もブロック単位程度だろうと思います。特にネットワーク化している場合には、行政区域である県というものの仕切りが、どこまで意味があるか、多少疑問に思います。

(出口委員) むしろ経済産業局単位で、製造業に関しては施策をずっとやってきたり、補助金や色々な細かい施策もあったように思いますので、同じような意味で、その範囲はなければ困るんでしょうけれども、そのぐらいの範囲の方が逆に把握しやすいのかなと思います。

(舟岡部会長) 他にございますか。

(埼玉県) 学理は学理として、もう一つ、やはり民族主義というものがありますから、まして分権が進めば進むほど、そういった傾向が強いですから、完全に手足となることも勿論、大局的な見地からは大切なのはよく分かりますけれども、しかし、一定のリソースを使って結果を追求する中で、その結果、どういうベネフィットを受けるのか、それについてもかすかにでも繋がることがないとなかなか難しいというのがあると思います。私は経験もないので、どんな経緯でこれが書かれたか分かりませんが、私が思い付くところでは、そういうところも一つ無視し得ないものとしてあるのかなと思います。いずれにしても、今、先生からご指摘を受けましたので、よく調べてご回答するようにさせていただきます。

(舟岡部会長) 他にございますか。どうぞ。

(岡室専門委員) おそらく業種によっては、都道府県によって、非常に対象事業所が少ないということがありまして、そうすると、せっかく調べても表章できなくて、全部Xになってしまう。それだと利用者にとっては全く意味がないわけですね。そういう点もお考えいただきたいと思います。

(川本専門委員) 都道府県別で結果表章すると、どのぐらいコストがかさんで、そのコストは誰が吸収しているんですか。それは元々、経済産業省の予算の中でやっている話ですか。

(舟岡部会長) 先程の標本調査の導入とも絡むのですが、都道府県別に結果表章することの意義が薄いとしますと、そして、ブロック単位程度で良ければ、標本調査を導入して、より効率的に、より安価に、少なくとも全国レベルに必要な情報、ブロック単位に必要な情報は収集することができる。

(川本専門委員) そういうことを議論するのに、どのぐらいのアドিশョナルなコストがかかるとか、目の子でも良いのですけれども、その辺がないと意味があるのかないのか、コスト・ベネフィットは考えにくいと思うのですが。

(舟岡部会長) 標本数が少なくなるということは、例えば、半分になったら、こんな乱暴な言い方はいけません、2分の1の費用になる。そして、それよりもっと大事な点は、規模の違いによって調査事項を詳細にしたり、荒くしたり、それを悉皆調査と標本調査を組み合わせることで実現していくこ

とになると思います。その際に、都道府県別の表章が絶対だということになりますと、先程、西郷専門委員のご意見にもありましたが、かなり全数に近いような調査になって、そういうことが実現しなくなる。

(川本専門委員) 私は、特にここに強い意見を持っているわけではなくて、民族主義だとか、そういう議論が出ないためにも、そういう科学的な根拠がもう少しあった方が良いのではないかというのが申し上げたいことなんです。

(埼玉県) ちょっと申し上げますと、経済産業省がコストを全部負担して、例えば、埼玉県職員だけれども、そのコストは全部経済産業省が持っているとしますね。しかしながら、埼玉県職員であれば、その賃金の出所がどうであれ、何人の職員が居るということが県民に対してはインパクトを持つわけです。その何人かの職員を使うわけですから、その中で、その結果が全く全国的な見地からだけで行われて、ベネフィットも全国的な見地でだけ役に立つというのであれば、国が全部やったら良いじゃないかという声が出やすいです。それをある程度防ぐというか、そういう前提なのかなということで申し上げました。

(川本専門委員) そういうことも分かるんですけども、その議論の前提として、経済産業省は地域に対して、どのぐらいのベネフィットのためにこれを行っているのかというように、コストとベネフィットの分類が分からないと、本当は空中戦だけで抽象的な議論に過ぎないですねということが私の申し上げたいことです。来年、再来年に、この議論が繰り返されると思うので、何らかのコスト・ベネフィット、何人使って、いくらという根拠を今後お示しいただきたいと思います。

(美添委員) 費用の積算を経済産業省がやってみれば、サンプルサイズが変わればどのぐらいかというのは、ある程度の数字は出ると思うんです。それは必要があれば出していただくことにして、地域表章が必要かどうかという点について、誤解のないように言っておきますが、私は必要がないとは言っていないです。埼玉県の方がおっしゃったように、都道府県の統計職員が熱意を持って実行できるためには、地域別に表章するのは当たり前で、それが可能なように設計しているんです。私が問題だというのは、毎年、細かい業種別に表章することが必要、費用対効果から言って、その必要はないのではないかということです。数年に一度詳細な集計ができて、正確な数字を出す。その間の年は、標本調査で十分であって、大規模なところは正確に求まるけれども、小規模なところは誤差が大きいので、都道府県別には、おそらく誤差が大きいから細かい使い方はできない。そういうやり方が現実的ではないかと言っているんです。

(舟岡部会長) 調査方法、調査対象、調査事項等が色々と複雑に絡み合う話だと思いますので、今後、それらを併せて、ご検討いただくことになるかと思えます。

調査方法について簡単にまとめますと、目標回収率の達成については、その管理について万全を尽くし、地方の経済産業局からの協力依頼等のサポートを充分に行って、従来どおりの精度を維持できるように努める。そして、民間委託の際には、審査等でエラーがあったときは、経済産業省が直接対応する。適切な入札資格・評価基準に則って民間委託を行うということで、これらについては特段の問題はないと判断致します。将来的に標本調査をどのように導入するかについて検討されるということで、これについても適当であるかと考えます。そういうまとめでよろしいでしょうか。

次に、集計事項について、調査実施者から、前回配布していただいた資料1及び2に基づいて説明をお願いします。

(山根室長) 前回配布させていただきました資料1の11ページでございます。集計事項につきまして、基本的な考え方を整理させていただいております。今回、平成20年調査の設計に当たりましては、行政施策上のニーズへの対応を図るということで、業界団体でありますとか、企業等にヒアリングさせていただいたわけでございますけれども、業種の特性及びそれを把握するための事項の設定についても協議、意見交換をさせていただいたところでございます。こういったことを踏まえまして、集計事項についても設定させていただいたところでございます。これが1点でございます。

それから、最初の部会的时候だったかと思っておりますけれども、回収率がおおむね8割程度ということもございまして、欠測値の補正というご指摘をいただいたわけでございますけれども、欠測値の補正の問題につきましては、今後、その方法について検討させていただきまして、何らかの措置を講じていきたいと考えております。

具体的な集計でございますけれども、最初の部会的时候に配布させていただきました分厚い資料がございまして、集計事項一覧ということで整理させていただいておりますが、それと併せまして、本日配布させていただきました資料3でございますけれども、デザイン業、機械設計業、広告業につきましては、一部、産業分類の改定に伴いまして、タイトルの変更等がございました。その関係で訂正させていただいている部分と、物品賃貸業の関係につきましても、調査項目を一部変更させていただいておりますので、その部分について赤字で新たに訂正あるいは付け加えさせていただいております。表章につきましては、基本的には、今もご議論いただいておりますけれども、全国ベース、都道府県ベースということで、それぞれ表頭・表側、事業所数でありますとか、従業者数あるいは年間売上高等々につきまして表頭に設定させていただきまして、表側の方に経営組織でありますとか、資本金でありますとか、そういった事項を設定させていただきまして、統計数値を表章していく形を考えてございます。一つ一つご説明しておりますと膨大な資料でございますので、そういうことで各業種とも同様な形で集計させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) どうも有り難うございました。先程、調査事項として追加することとされた印刷部数、印税・原稿料については、次回修正してご提示いただけるということですね。

(山根室長) 修正させていただきまして、次回にでもご提示させていただければと思います。

(舟岡部会長) 集計事項について、いかがでしょうか。ご関心をお持ちの業種について、こんな集計表が欠けているとかありましたら、この場でも構いませんし、次回でも結構ですので、是非、ご指摘いただきたいと思います。各省、都道府県等の方々、よろしいですか。集計表の一覧を逐一見るのも時間がかかりますので、改めて眺めてこんな表も欲しい、必要だというご意見がありましたら、事務局にお寄せいただけたらと思います。

集計事項については、現段階の計画で適当である。そして、欠測値の補正について検討していただくということで、これについてもよろしいかと思えます。

次に、その他についてですが、第1回目の部会でも説明していただいておりますが、確認の意味で簡単に調査実施者から資料の説明をお願いします。同じく配付資料1及び2です。これについては一度、ご説明していただいておりますので、記憶を呼び起こす程度で、簡単をお願いします。

まず、サービス統計の体系整備に向けた本調査の在り方についてです。体系整備という用語はあまり好きではありませんが、中身はそうではありませんで、サービス業関係の統計を整備、充実させるという趣旨であります。

(山根室長) サービス統計の体系整備の考え方でございますけれども、資料7で確か最初の部会のときにご説明させていただいたかと思えますけれども、私どもと致しましては、政府全体におけるサービス産業統計の整備ということで、サービス産業というのはGDPで7割を占めているとか、あるいは就業者数で3分の2ぐらいを占めていると言われていたところがございますけれども、一方で、経済センサスの実施でありますとか、サービス産業動向調査の新設がされているということで、大きな動きがあると認識しているところがございます。そういった中で、私どもと致しましては、これまで特定サービス産業実態調査につきましては、サービス産業の実態を把握するという。

(舟岡部会長) 簡単で結構です。サービス統計の具体的な整備については、目的・役割のところでも詳細に検討しましたので、それについてはよろしいかと思えます。

(山根室長) 引き続き、重要な調査ということで、ご指摘いただいた中身についてご検討して行きたいと思えますので、よろしくお願い致します。

(舟岡部会長) その他として、前回答申において調査対象業種の在り方を巡って、調査対象業種、産業分類の小分類レベルで対象業種を選定したこと、それから、事業所・企業統計調査を母集団情報とした主業ベースにより把握す

ることの是非について寄与され、対象業種については適当ということですので、これについても特段問題はないかと思えます。

調査事項の見直しについては、本日、ご意見をいただきまして、修正していただく点に対応していただき、また、今後検討していただく点等については見直しを検討したいとのことですので、これについてもよろしいかと思えます。以上で論点メモについては一通り審議が終わりましたが、それによろしいでしょうか。

それでは、残り僅かの時間ですが、答申骨子案についてご意見をいただきたいと思えます。答申骨子案については、前回部会までの審議結果を踏まえて、私と事務局とで作成させていただきました。前回部会でまだ審議されていない部分についてはペンディングとさせていただいておりますが、本日の審議において整理された部分につきましては、次回の部会でご提示させていただき答申案の中には反映させることとしたいと思えます。

まず、骨子案の全体構成について、いかがでしょうか。まず1番目が、「承認の適否とその理由等」。「(1) 適否」については、計画の承認となると思えます。「(2) 理由等」で、これは論点メモに従って、アからオまで掲げられております。2番目として、今後の課題で、次回調査までに、どんなことを検討したら良いかとか、もう少し時間をかけて検討すべきこと、あるいは平成23年の経済センサスの結果を受けて、調査の在り方をどう考えていったら良いかということが今後の課題として掲げられたと思えますが、このような構成でいかがでしょうか。よろしいですか。骨子に盛り込む内容についてご意見等がありましたら、事務局まで、できれば来週の水曜までにお寄せ下さい。

( 犬伏統計審議官 ) 今日、ご議論いただいたものをベースに、答申案を作成したいと思っておりますが、その他に何かプラスの意見があれば、来週の9日(木)ぐらいまでに出していただくということをお願いできればと思えます。

( 舟岡部会長 ) いただいた意見と本日の審議結果、これまでに行われた審議内容を踏まえまして、答申案を作成して、次回の部会でご審議いただきたいと思えます。このような運びでよろしいでしょうか。ご協力よろしくお願い致します。

本日の結果概要につきましては、前回、3月17日に開催しました第5回部会の結果概要と併せて、4月14日に開催予定の統計委員会において報告する予定であります。

次回部会の開催日程等について、事務局からお願い致します。

( 犬伏統計審議官 ) 次回部会は、4月18日(金)の15時30分から、本日と同じこの会場をお願い致します。

( 舟岡部会長 ) 先程もお願いしましたが、4月9日(水)までに、答申案にこんなことを盛り込むべきだというご意見がありましたら、事務局までお寄

せ下さい。よろしくお願ひ致します。

それでは、本日は以上で閉会とします。有り難うございました。